

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	林業・木材製造業労働 災害防止協会	担当部局・担当課室	労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条、第36条		法人類型	特別民間法人
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体にに基づき設立された。			
法人の事務・事業の内容	○事務・事業の内容 ① 労働災害防止規程の設定 ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 【法令上、実施を可能としている業務】 ③ 機械及び器具についての試験及び検査 ④ 労働者の技能に関する講習 ⑤ 情報及び資料の収集及び提供 ⑥ 調査及び広報 ⑦ ③～⑥の業務に付帯する業務			
法人の事務・事業の目的	林業・木材製造業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、林業・木材製造業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。			
関連する政策目標等	【政策目標】 ・労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ 施策大目標2 2-1）。 【指標の目標値等】 ※第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）（以下「第13次防」という。）による。 ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少。 ・死傷災害（休業4日以上労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少。 <重点業種別対策> ・労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。			
法人の事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） ① 労働災害防止規程の設定 ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の変更検討委員会 年間1回 イ 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知・徹底 年間105件/4,852人			

- ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助
- ア 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
- ・ 集団指導 年間 41 回 / 1,679 人
 - ・ 現場安全パトロール 年間 57 箇所 / 226 人
 - ・ 伐木作業能力向上教育の充実のための調査研究検討委員会 年間 2 回
- イ 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
- (ア) 企業・業界団体、傘下事業場に対する指導
- ・ 集団指導 年間 3 回 / 54 人
 - ・ 個別指導 年間 14 回 / 14 事業場
 - ・ 現場安全パトロール 12 回 / 20 事業場
- (イ) 安全管理士が行う指導等
- ・ 集団指導 年間 185 回
 - ・ 個別指導 年間 221 回
 - ・ 現場安全パトロール 年間 176 回
 - ・ リスクアセスメントフォローアップ 年間 56 回
 - ・ 高齢労働者ガイドラインの周知・取組促進 年間 26 事業場
- ウ 林材業における労働災害再発防止対策事業
- (ア) 林材業死亡労働災害発令要綱に基づく労働災害防止の実施
- ・ 死亡労働災害多発警報発令 年間 4 支部 / 4 件
 - ・ 現場安全パトロール 年間 37 事業場
 - ・ ポスター掲示、のぼり端旗設置 年間 445 箇所
- (イ) 重篤な労働災害発生事業場に対する集中個別指導
- ・ 事業場集中指導 年間 14 事業場
 - ・ 集団指導 年間 11 回
 - ・ 個別指導 年間 37 回
 - ・ 現場安全パトロール 年間 19 回
- (ウ) リスクアセスメントフォローアップ指導 年間 4 回
- エ 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- ・ リスクアセスメント集団指導会 年間 74 回 / 1,649 人
 - ・ 出前集団指導（木材製造業） 年間 16 回 / 256 人
- オ 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- (ア) 特殊健康診断受診勧奨・周知の実施 年間 3,282 事業場
- (イ) 特殊健診受診勧奨事業場（1年間未受診者雇用）年間 2,444 事業場
- (ウ) 特殊健診受診勧奨労働者（3年以上未受診者）年間 2,246 人
- (エ) 林業巡回特殊健診受診者 年間 17,307 人
- カ 改正安衛則及び関係ガイドラインの周知定着
- (ア) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知定着 年間 90 回 1,905 人
- (イ) 特別教育（補講）の追加講習 年間 35 回 1,306 人
- キ 安全衛生教育の実施と資格取得の促進
- 安全衛生教育受講者数 年間 36,980 人
- ③ 機械及び器具についての試験及び検査
- －（該当事業なし）
- ④ 労働者の技能に関する講習
- －（該当事業なし）
- ⑤ 情報及び資料の収集並びに提供
- ア 労働災害情報の収集分析と提供
- (ア) 死亡労働災害事例速報 月平均 3 回
- (イ) 労働災害発生状況速報 月平均 1 回

	<p>イ 月刊情報誌「林材安全」による安全衛生情報の提供 年間 12 回／30,000 部</p> <p>ウ 労働安全・労働衛生標語の募集及びポスターの頒布 年間 13,500 部</p> <p>エ Web サイトを用いた労働災害発生速報、災害統計、安全衛生関連 法令・通達、作業別安全衛生対策等の提供 年間アクセス 69,467 件（日平均 190 件）</p> <p>オ 安全衛生に係る図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>⑥ 調査及び広報</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令 年間 4 支部 4 件</p> <p>イ 林材業労働災害防止月間及び全国安全週間 (ア)安全パトロール 21 支部 325 事業場 (イ)労働安全ポスターの配布、掲示 47 支部 5,515 事業場</p> <p>ウ 全国労働衛生週間 (ア)安全衛生パトロール 24 支部 264 事業場 (イ)安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施 20 支部 792 事業場 (ウ)労働衛生ポスターの配布、掲示 47 支部 4,645 事業場</p> <p>エ 林材業年末年始無災害運動 (ア)安全パトロール 23 支部 237 事業場 (イ)集団指導会及び会議における指導 20 支部 47 回 (ウ)年末年始無災害ポスターの配布、掲示 47 支部 2,485 枚</p> <p>オ 林材業 S T O P ! 熱中症クールワークキャンペーン (ア)リーフレットの配布、掲示 47 支部 (イ)巡回指導、講習会等における指導 39 支部</p> <p>⑦ ③～⑥の業務に付帯する業務 一 (該当事業なし)</p> <p>○事業収入 (令和 3 年度)</p> <p>②会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助に ついて 879,994 千円</p> <p>⑤情報及び資料の収集並びに提供について 259,946 千円</p>
<p>国からの補助金等</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業 の見直し状況 (こ れまでの検証)</p>	<p>林業においては、労働災害発生件数が近年減少傾向にある。令和 3 年は、死亡 災害は 30 件、休業 4 日以上之死傷災害は 1,235 件で、いずれも過去最少であっ た。しかし、事故の型別をみると、「激突され」による災害発生件数が多くを占 め、重篤な災害につながっている状況下であり、引き続き労働災害防止の推進が 必要である。</p> <p>このような状況においては、関係する団体との密接な連携の下、チェーンソ ーによる伐木等作業の安全対策をはじめとした、継続的かつ効果的な労働災害 防止活動を行うことが必要である。法人の事務等については、「労働政策審議会 安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会」(平成 23 年 11 月 21 日)にて、各項目に対し以下の指摘を受け、平成 29 年度以降も継続的に見直し を実施している。</p>

【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。

→主な取組状況

- ・理事会を年間平均5回開催し、理事会が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮した。
- ・労働災害防止団体として、労働災害防止に資する効果的かつ持続可能な事業運営に取り組んでいる。

【支部】各業種別労働災害防止団体は、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。

→主な取組状況

- ・「監査指導室設置要項」の制定（平成30年10月5日制定）による監査指導室の設置
 - ：協会における業務及び会計に関する内部監査の企画・実施、監事との連携を図るため、協会本部に監査指導室を設置した。
- ・「会計業務等に関する内部監査実施規」の制定（平成30年10月5日制定）
 - ：監査指導室が実施する会計業務等の内部監査を計画的、効率的、斉一的に実施するための規程を制定した。
- ・「コンプライアンス管理規程」の制定（平成30年10月5日制定）
 - ：協会本部・支部役職員等が法令等を遵守し、倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立し、協会の社会的信頼性及び事業運営の公平・校正性を確保するための規程を制定した。
- ・「コンプライアンス通報の処理に関する細則」の制定（平成30年10月5日制定）
 - ：役職員等又は第三者からのコンプライアンス通報の適正処理についての必要事項を定めた。
- ・「会計規程」の見直し改正（平成29年4月1日改正）
 - ：定款に基づく協会資産の一元管理を行うため、支部の予算・決算報告、月々の会計状況報告、会費の全額納付などについての規定を定めるなど会計規程の改正を行った。
- ・支部業務委託の適正な契約に係る指導
 - ：関係団体から人的又は物的な支援を受け、その対価として事務委託費を支出している支部においては、関係団体との「基本協定書」及び適正な積算根拠に基づく委託金の算出に基づく「覚書」の作成締結について、支部事務局長会議及び会計等業務監査において指導した。
- ・会計等業務監査の実施
 - ：協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため監事監査、会計等内部監査指導を実施し、的確な改善措置の実施を図っている。

平成30年度	12支部
令和元年度	25支部
令和2年度	7支部
令和3年度	3支部
令和4年度	10支部（予定）

【会費】会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。

→主な取組状況

- ・会費を会員事業場への労働災害防止活動支援事業に効果的に支出するとともに、本部資金管理部門において会費管理を行うため「会計規程」の整備を行った。（平成29年4月1日実施）

- ・会費徴収・納付及び支部運営経費交付の承認
：会費の取扱いについて、支部が徴収した会費を本部資金管理部門に納付し、理事会で承認を経て各支部に対し支部運営経費として交付することとした。

【経費節減】 業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・物品購入において、一般競争入札を実施した。
- ・図書・安全衛生用品で販売実績が少ないものは廃版等の措置を行い、保管経費等の削減を行った。
- ・競争入札の徹底、出張における割引制度の最大限の活用等を行った。

【目標管理】 労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、P D C A サイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にホームページ等で広報するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・「第13次労働災害防止計画」を踏まえて策定した「林材業労働災害防止計画（5ヵ年計画）」に、具体的災害発生目標件数と重点対策を明記した。
- ・P D C A サイクルによる事業実施を行い、外部有識者からなる「総合評価委員会」において、毎年度の業務状況及び業績の評価を実施し、当該評価委員会の意見を次年度の事業計画の策定に反映した。（年間2回開催）
- ・集団指導会等においてアンケートを実施し、結果等をホームページ等に掲載し、指導の効果を広報し利用者の拡大を図った。

【労働災害防止規程】 適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・安全管理士等による現場安全パトロールの際、労働災害防止規程の遵守状況を把握し、条文別の指摘事項、注意喚起事項の状況を各種会議等において共有して安全対策指導を行った。
- ・死亡労働災害が多発した作業に関連する労働災害防止規程の関係条文を解説したリーフレットを作成活用し、現場安全パトロール、集団指導会において労働災害防止規程の周知及び再発防止対策の指導を行った。（令和3年度1,649人）
- ・関係法令等の改正を踏まえ、労働災害防止規程変更検討委員会において変更案を策定中。（令和5年度総代会にて上程予定）

【安全衛生調査研究活動】 各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関と労働災害防止に関する情報の共有化を図る。

安衛研等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労働災害防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・研究専門機関である（独）安全衛生総合研究所、（独）森林総合研究所の有識者を加えて調査研究を行った。
- ・月刊情報誌及びホームページにより、労働災害防止に資する有益な情報を、会員はじめ一般に発信した。
- ・行政及び各労働災害防止団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会に参加した。（令和3年度1回）
- ・伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための調査研究検討を行った。（令和3年度2回実施）

	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害防止規程の変更に向けての調査研究を実施した。(令和3年度1回実施、令和4年度3回実施予定) <p>【その他：安全衛生教育関係】</p> <p>安全かつ適切な安全衛生教育の実施を目指し、責任体制の明確化、講師要件の厳格化、安全な実技教育の確保を図ることを目的として、見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱、安全衛生教育に関する実施要綱を制定した。(令和元年7月) ・実技教育安全マニュアルを作成した。(令和元年7月) ・特別教育講師の要件を厳格化した。(令和元年7月) ・内部監査の対象について、技能講習の他に特別教育等を加えた。(令和元年7月～) ・安全衛生教育総点検月間を設定した。(令和2年4月～)
<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体設立の根拠法令である労働災害防止団体法は、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて、労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして、昭和39年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各業種別労働災害防止団体が、昭和39年に設立された。</p> <p>林業においては、労働災害発生件数が近年減少傾向にあり、令和3年は、死亡災害は30件、休業4日以上死傷災害は1,235件で、いずれも過去最少であった。したがって、第13次防に掲げる重点対策の目標を上回る結果となった。</p> <p>このように、団体の労働災害防止に対する取組により、近年一定の成果を上げているが、林業における事故の型別は「激突され」による災害発生件数が多く、重篤な災害につながっている状況下にある。労働災害撲滅のためには、引き続き団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えられる。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>労働災害防止団体は、目下の課題である労働災害防止対策を推進する上で、労働者の安全衛生に対し直接的な責任を有する事業者に対し、国の行う監督指導に加えて自主的な労働災害防止活動への取組を促進させる目的があり、その存在意義は現在も失われていないと考えられる。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>経営基盤が脆弱な中小企業等が多数である林業・木材製造業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、かつ、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分ではない。</p> <p>したがって、安全管理士・衛生管理士を中心とした、労働災害発生事例の分析、周知等といった取組は、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策に貢献しているものと考えられる。</p>

<p>法人の事務・事業の執行体制の適格性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当する「特別の法律に基づく民間法人」は、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定・平成18年8月15日一部改正）において、その基準の対象を「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人を対象とする。」と定められている。</p> <p>労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされており、団体に対しては、指導監督基準等に則って指導を行う。</p> <p>なお、最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により、「総代会」と規定されている。</p> <p>ディスクロージャーには、法人が公表する項目に加え、所管官庁がさらにこれらに関する情報について公開することとなっている。</p> <p>「会計基準」には、企業会計原則その他法人の特性に応じ、一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <p>労働災害防止団体は、事業主による自主的な安全衛生活動を促進させることを目的として組織されており、その活動が労働災害発生防止に対し実効性を期すために、労働災害防止団体法により、その活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である「労働災害防止規程」を定めることとしているのは、労働安全衛生法令（昭和47年法律第57号・政令第318号・労働省令第32号）が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に遵守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定め、これを遵守させるための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。労働災害防止団体の活動は、前述のとおり事業主による自主的な活動を促進されることを目的としたものであることから、本来ならば国が行う事業として独立行政法人に移行することになじまない。</p> <p>団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による、柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れもある。</p> <p>なお、独立行政法人は、最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の目的、性格にもなじまない形態である。</p> <p>以上の観点から、特別の法律に基づく民間法人が、最も適格な運営形態であると考えられる。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>「社会復帰促進等事業に関する検討会」、「指導監督基準」、団体における厚生労働省補助事業への取組状況に係る報告（補助金交付申請・実績報告等）を通じて、事務・事業の必要性・有効性や、執行体制を確認している。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>

<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>政策目標に係る指標の目標とした第13次防においては、計画の目標を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害については、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少 ・死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少と定めているところである。 <p>また、林業を「重点とする業種」と位置付けており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させるとしている。 <p>労働災害は長期的には減少傾向にあり、林業においても傾向は等しく、労働災害発生件数が近年減少傾向にあり、令和3年は、死亡災害は30件、休業4日以上死傷災害は1,235件で、いずれも過去最少であった。したがって、第13次防に掲げる重点対策の目標を上回る結果となった。</p> <p>団体による安全衛生対策への取組が実を結んだものであると考えられるが、一方で事故の型別をみると、「激突され」による災害発生件数が多くを占め、重篤な災害につながっている状況下であり、チェーンソーによる伐木等の作業の安全対策をはじめとし、引き続き労働災害防止の推進が必要である。</p> <p>このように、労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中で、労働災害防止団体は、労働災害防止について専門的な知識・ノウハウを有する団体として、「業界の労働災害防止活動の推進役としての役割」、「労働災害防止に関する情報提供・教育指導を行う機関としての役割」を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても、会費やその在り方の見直し、経費削減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については引き続き取り組みつつ、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、令和5年度から開始する「第14次労働災害防止計画(現在策定中)」を見据えつつ、国として必要な施策への取組等を引き続き行うこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費				
事務・事業の構造等 (令和3年度)	①労働災害防止規程の設定 ・林業・木材製造業労働災害防止規程の変更 ・林業・木材製造業労働災害防止規程の周知・徹底 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第1項第1号	(1)	合計		-	-	-
			国費		-	-	-
			自己収入		-	-	-
	①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助 ・伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組 ・業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業 ・林材業における労働災害再発防止対策事業 ・実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業 ・振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ・安全衛生教育の実施と資格取得の促進 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第1項第2号	1,070 (人件費を含む)	合計		1,041	-	-
			国費	労働災害防止対策費(補助金)	162	-	-
			自己収入	安全衛生教育収入 会費収入等	879	-	-
①情報及び資料の収集並びに提供 ・労働災害情報の収集分析と提供 ・月刊情報誌「林材安全」による安全衛生情報の提供 ・労働安全衛生標語の募集及びポスター頒布 ・Webサイトを用いた労働災害発生速報、災害統計、安全衛生関連法令・通達、作業別安全衛生対策等の提供 ・安全衛生に係る図書・安全衛生用具等の普及 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第3号	190 (人件費を含む)	合計		260	-	-	
		国費		-	-	-	
		自己収入	安全衛生啓発収入 賛助会費収入等	260	-	-	
①調査及び広報 ・林材業死亡労働災害多発警報発令、林材業労働災害防止月間、全国安全週間、全国労働衛生週間、林材業年末年始無災害運動、林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン等の広報 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第4号	(13)	合計		-	-	-	
		国費		-	-	-	
		自己収入		-	-	-	
①上記の業務に附帯する業務 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体系36条第2項第5号	-	合計		-	-	-	
		国費		-	-	-	
		自己収入		-	-	-	

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

※ 支出額のカッコ書きは、他の事務・事業に計上した再掲である。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
〈令和3年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計	
		合計	労働保険特別会計
(補助事業) 労働災害防止対策費	162	162	162

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。